３　機構は、法第三十八条の二第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～三　略］

（機構処理事務特定個人情報等の内容）

第五十四条　法第三十八条の三第一項の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

（帳簿の記載事項）

第五十五条　法第三十八条の四の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一　略］

二　個人番号通知書を作成した年月日及び件数

三　個人番号通知書を発送した年月日及び件数

［四～六　略］

七　個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任を行っている市町村の名称及び数

［八・九　略］

（機構における機構処理事務の実施状況についての報告書の作成及び公表）

第五十六条　法第三十八条の五の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによって行うものとする。

［一　略］

二　個人番号通知書を作成した年月及び件数

三　個人番号通知書を発送した年月及び件数

［四～六　略］

七　個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任を行っている市町村の名称及び数

［八・九　略］

２　法第三十八条の五の規定による報告書の公表は、次に掲げる方法によるものとする。

［一・二　略］

第五十七条　地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において「指定都市」という。）においては、第八条の規定中市長に関する規定は、市の区長及び総合区長に適用する。

２　指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	住所地市町村長	住所地区長
第三条第二項	住所地市町村長	住所地市長
	に対し、	に対し、住所地区長を経由して

３　機構は、法第四十一条の二第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～三　同上］

（機構処理事務特定個人情報等の内容）

第五十四条　法第四十一条の三第一項の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。

［一～三　同上］

（帳簿の記載事項）

第五十五条　法第四十一条の四の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一　同上］

二　通知カードを作成した年月日及び件数

三　通知カードを発送した年月日及び件数

［四～六　同上］

七　通知カード・個人番号カード関連事務の委任を行っている市町村の名称及び数

［八・九　同上］

（機構における機構処理事務の実施状況についての報告書の作成及び公表）

第五十六条　法第四十一条の五の規定による報告書の作成は、次に掲げる事項について報告書を作成することによって行うものとする。

［一　同上］

二　通知カードを作成した年月及び件数

三　通知カードを発送した年月及び件数

［四～六　同上］

七　通知カード・個人番号カード関連事務の委任を行っている市町村の名称及び数

［八・九　同上］

２　法第四十一条の五の規定による報告書の公表は、次に掲げる方法によるものとする。

［一・二　同上］

第五十七条　地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において「指定都市」という。）においては、第八条及び第十五条の規定中市長に関する規定は、市の区長及び総合区長に適用する。

２　［同上］

第三条第一項、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条	住所地市町村長	住所地区長
第三条第二項	住所地市町村長	住所地区長
	通知カード又は個人番号カードの交付	通知カードの交付